別紙 SG-A3「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」新旧対比表(主な変更部分のみ抜粋)

改正後		改正前		
別紙 SG-A3		別紙 SG-A3		
	(作 成 日)令和元年5月31日	(作 成 日) 令和元年5月31日		
	(最終改正日) 令和2年9月30日	(最終更新日)令和2年4月1日		
シンガポール向け輸出家	きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱	シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱		

1 目的

この要綱は、シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品 (ただし、SG-A2 及び SG-A4 に定めるものを除く。) について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第5条に基づく衛生証明書の発行、第16条に基づく適合施設の認定及び第19条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 定義

<u>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定</u> めるところによる。

- (1) 「家きん肉」とは、鶏、あひる又は七面鳥の可食部位(内臓を含む。) のうち冷凍されたものをいう。
- (2) 「家きん卵」とは、鶏、あひる、ガチョウ、七面鳥又はウズラの卵 をいう。
- (3) 「家きん肉製品」とは、原料に含まれる食肉が家きん肉のみであり、 かつ、それらが5%以上含まれている製品をいう。
- (4) 「家きん卵製品」とは、家きん卵で作られた製品をいう。
- (5) 「シンガポール向け輸出家きん肉」とは、シンガポール向けに輸出 される家きん肉をいう。

1 目的

この要綱は、シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第5条に基づく衛生証明書の発行、第16条に基づく適合施設の認定、第19条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるとともに、あわせて、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第45条第3項に基づく輸出検疫証明書の発行に関する手続を定めるものである。

- (6) 「シンガポール向け輸出家きん肉製品」とは、シンガポール向けに 輸出される家きん肉製品をいう。
- (7) 「シンガポール向け家きん卵製品」とは、シンガポール向けに輸出 される家きん卵製品をいう。
- _(8)_ 「都道府県等」とは、都道府県、特別区又は保健所設置市をいう。
- (9) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、特別区長又は保健所設置 市長をいう。
- (10) 「食肉衛生検査所等」とは、食肉衛生検査所又は保健所をいう。
- (11) 「食肉衛生検査所長等」とは、食肉衛生検査所長又は保健所長をい う。
- (12) 「食鳥処理場等」とは、食鳥処理場又は食肉処理施設をいう。

3 施設に係る認定手続

- (1) シンガポールへ家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の輸出を希望する食鳥処理場、食肉処理場及び製品製造施設(本要綱において「施設」という。)の設置者又は営業者は、当該施設を管轄する都道府県等の衛生及び畜産部局の協力を得てシンガポール食品庁(本要綱において「SFA」という。)のホームページ(本要綱において「HP」という。)に定める申請書類(日本語及び英語)を作成し、施設を管轄する都道府県知事等を経由して、厚生労働省宛て申請書類(日本語及び英語)を提出し、当該申請書類の日本語の副本を当該施設が所在する地域を管轄する地方厚生局宛て提出すること。
 - ※ 上記の施設に係る認定手続の詳細は、SFAのHPを参照のこと。
- (2) 申請書類を受け付けた都道府県知事等は、次の①から③までの条件 に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、施設番号を付し、 厚生労働省及び地方厚生局<u>宛て</u>提出すること。なお、食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。本要綱におい

2 施設に係る認定手続

- (1) シンガポールへ家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の輸出を希望する食鳥処理場、食肉処理場及び製品製造施設(本要綱において「施設」という。)の設置者又は営業者は、当該施設を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区(本要綱において「都道府県等」という。)の衛生及び畜産部局の協力を得てシンガポール食品庁(本要綱において「SFA」という。)のホームページ(本要綱において「HP」という。)に定める申請書類(日本語及び英語)を作成し、施設を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区長(本要綱において「都道府県知事等」という。)を経由して、厚生労働省あて日本語1部及び英語1部を提出し、当該申請書類の日本語の副本を当該施設が所在する地域を管轄する地方厚生局あて提出すること。
 - ※ 上記の施設に係る認定手続の詳細は、SFAのHPを参照のこと。
- (2) 申請書類を受け付けた都道府県知事等は、次の①から③までの条件 に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、施設番号を付し、 厚生労働省及び地方厚生局<u>あて</u>提出すること。なお、食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。本要綱におい

て「食鳥検査法」という。)第21条に規定する指定検査機関が食鳥検査を行っている場合は、シンガポール向け家きん肉を処理する際に、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監視の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うこと。この場合、都道府県知事等は、当該施設におけるシンガポール向け家きん肉に対する都道府県等の食鳥検査体制及び食肉衛生証明書の発行体制に係る資料(日本語)を併せて提出すること。

① \sim ③ (略)

 $(3) \sim (5)$ (略)

4 輸出要件

- (1) シンガポール向け輸出家きん肉 以下の要件を満たすこと。
 - ① 日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であること。
 - ② 我が国において、高病原性鳥インフルエンザ(本要綱において「HPAI」という。)及び低病原性鳥インフルエンザ(本要綱において「LPAI」という。)のH5及びH7型が家畜伝染病予防法第12条の2に基づく通報対象疾病であること。
 - ③ 我が国が、輸出日前3か月間、HPAI 若しくはLPAIのH5若しくはH7型の清浄国であること。<u>また</u>は、HPAI 又はLPAIのH5及びH7型の発生時には、その影響を受けていない都道府県に由来する家きん<u>から</u>得られた家きん肉であること。
 - ④ 我が国において、鳥インフルエンザワクチン接種が行われていないこと。
 - ⑤ <u>サルモネラ属菌による汚染を防ぐために、効果的な農場管理やとさつ及び</u> 解体処理が行われていること。
 - ⑥ 認定施設で処理され、冷凍された家きん肉であること。
 - ② 食品添加物を使用する場合にあっては、別添1に示す食品添加物の基準を 遵守していること。
- (2) シンガポール向け輸出家きん肉製品

て「食鳥検査法」という。)第21条に規定する指定検査機関が食鳥検査を行っている場合は、シンガポール向け家きん肉を処理する際に、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監視の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うこと。この場合、都道府県知事等は、当該施設におけるシンガポール向け家きん肉に対する都道府県等の食鳥検査体制及び食肉衛生証明書の発行体制に係る資料(日本語及び英語)を併せて提出すること。

 $1)\sim 3$ (略)

 $(3) \sim (5)$ (略)

3 輸出要件

- (1) シンガポール向け輸出家きん肉 以下の要件を満たすこと。
 - ① 日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であること。
 - ② 我が国において、高病原性鳥インフルエンザ(本要綱において「HPAI」という。)及び低病原性鳥インフルエンザ(本要綱において「LPAI」という。)のH5及びH7型が家畜伝染病予防法第12条の2に基づく通報対象疾病であること。
 - ③ 我が国が、とさつ日及び輸出日前3か月間、HPAI 若しくはLPAI のH5若しくはH7型の清浄国であること。又は、HPAI 又はLPAI のH5及びH7型の発生時には、その影響を受けていない都道府県に由来する家きんより得られた家きん肉であること。
 - ④ 鳥インフルエンザワクチン接種が行われていないこと。(新設)
 - ⑤ 認定施設で処理され、冷凍された家きん肉であること。
 - <u>⑥</u> 食品添加物を使用する場合にあっては、別添1に示す食品添加物の基準を 遵守していること。
- (2) シンガポール向け輸出家きん肉製品

以下の要件を満たすこと。

(削る)

- ① 日本国内で処理された原料家きん肉を使用し、シンガポール向け家 きん肉製品を製造する場合は、家きん肉製品の原料となる家きん肉 は、日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であること。
- ② 我が国において、HPAI 若しくはLPAI のH5若しくはH7型が家畜伝染 病予防法第12条の2に基づく通報対象疾病であること。
- ③ 我が国が、輸出日前3か月間、HPAI 及びLPAI のH5及びH7型の清浄国であること。<u>また</u>は、HPAI またはLPAI のH5及びH7型の発生時には、以下のいずれかであること。

ア・イ (略)

- ④ 我が国において、鳥インフルエンザワクチン接種が行われていないこと。
- ⑤ シンガポール向け輸出家きん肉製品の製造工程において、アルコール等で 食肉又は製品を消毒しないこと。
- ⑥ 原料家きん肉

<u>シンガポールへ輸出する家きん肉製品の原料として使用する家き</u> <u>ん肉は、以下のいずれかであること。</u>

<u>ア</u> 日本国内で処理された家きん肉を原料としてシンガポール向 け輸出家きん肉製品を製造する場合

<u>国内の認定施設で処理された家きん肉以外の肉を含まないこ</u> と。

<u>イ</u> <u>輸入した家きん肉を原料としてシンガポール向け輸出家きん</u> 製品を製造する場合

シンガポールへ家きん肉の輸出が認められている施設由来の家 きん肉であること。また、当該家きん肉が処理された国・地域又 は施設が、シンガポール向け輸出家きん製品の製造日より前に SFAにより輸出停止措置を受けていないこと。なお、SFAが輸入を 認めている施設及び SFA による輸出停止措置を受けている施設の 情報については、次に掲げる SFA のホームページに掲載されてい 以下の要件を満たすこと。

- ① 認定施設で処理された家きん肉以外の肉を含まないこと。
- ② 日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であること。
- ③ 我が国において、HPAI 若しくはLPAI のH5若しくはH7型が家畜伝染 病予防法第12条の2に基づく通報対象疾病であること。
- ④ 我が国が、とさつ日及び輸出日前3か月間、HPAI 及びLPAI のH5及びH7型の清浄国であること。又は、HPAI またはLPAI のH5及びH7型の発生時には、以下のいずれかであること。

ア・イ (略)

- ⑤ 鳥インフルエンザワクチン接種が行われていないこと。
- ⑥ シンガポール向け輸出家きん肉製品の製造工程において、アルコール等で 食肉又は製品を消毒しないこと。

る。SFA が第3国による施設の管理を認めている国の施設については、記載されている当該第3国のホームページへのリンクを参照し、確認すること。

https://www.sfa.gov.sg/newsroom

https://www.sfa.gov.sg/tools-and-resources/accredited-

overseas-meat-and-egg-processing-establishment

(3) (略)

5 衛生証明書の発行等

- (1) シンガポール向け輸出家きん肉
 - 検査申請

シンガポールに家きん肉を輸出しようとする者は、当該家きん肉の 処理を行った認定施設を管轄する食肉衛生検査所等に、別紙様式1に より検査を依頼すること。なお、電子メール又は輸出入及び港湾関連 情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)により申請を 行う場合にあっては、別添2によること。

② 食肉衛生証明書の発行等

食肉衛生検査所等は、検査に合格した家きん肉に対して、当該<u>家きん</u>肉の出荷時に、別紙様式<u>3</u>-1により食肉衛生証明書を発行すること。 当該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の<u>複</u>写を食肉衛生検査所等に保管すること。

また、申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する<u>家きん</u>肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

- (2) シンガポール向け輸出家きん肉製品
 - ① 原料家きん肉の証明
 - ア 日本国内で処理された家きん肉を原料として使用し、シンガポール向け家きん肉製品を製造する場合は、以下により原料食肉証明書の発行を申請すること。

(3) (略)

4 衛生証明書の発行等

- (1) シンガポール向け輸出家きん肉
 - 検査申請

シンガポールに家きん肉を輸出しようとする者は、当該家きん肉の 処理を行った認定施設を管轄する食肉衛生検査所等に、別紙様式1<u>一</u> 1により検査を依頼すること。なお、電子メール又は輸出入及び港湾 関連情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)により申 請を行う場合にあっては、別添2によること。

② 食肉衛生証明書の発行等

食肉衛生検査所等は、検査に合格した家きん肉に対して、当該食肉の 出荷時に、別紙様式2-1により食肉衛生証明書を発行すること。当 該証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写し を食肉衛生検査所等に保管すること。

また、申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する<u>食</u>肉について、 ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当 該証明書を返納すること。

- (2) シンガポール向け輸出家きん肉製品
 - ① 原料<u>として使用する</u>家きん肉<u>に係る</u>証明 (新設)

- (ア) シンガポールに家きん肉製品を輸出しようとする者は、 あらかじめシンガポールへ輸出する家きん肉製品の原料家 きん肉を<u>処理</u>する者に対し、原料食肉証明書(別紙様式<u>4</u>) の原本の提出を依頼すること。なお、電子メールによる申 請を行う場合にあっては、別添2によること。
- (イ) 依頼を受けた者は、別紙様式1により、当該家きん肉を処理する認定施設を管轄する食肉衛生検査所等に対して、原料食肉証明書の発行を依頼すること。
- (ウ) 食肉衛生検査所等は、検査に合格した<u>家きん</u>肉に対して、 当該<u>家きん</u>肉の出荷時に原料食肉証明書を発行すること。 当該証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、 原本の複写を食肉衛生検査所等に保管すること。
- (エ) 申請者は、交付された原料食肉証明書に対応する家きん 肉について、認定施設への輸送途中に封印シールの開封等 を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。
- イ 輸入した家きん肉を使用してシンガポール向け家きん肉製品を 製造する場合は、次項の手続において使用するため、輸入時に、外 国の政府機関が発行した当該原料家きん肉に対する衛生証明書の 原本及び輸入検疫証明書を複写し、保管すること。
- ② 衛生証明書の発行等
- ア シンガポールに家きん肉製品を輸出しようとする者は、<u>別紙様式</u> 2による衛生証明書発行申請書<u>に以下に掲げるいずれかの書類を添付して、</u>認定施設を管轄する保健所<u>宛て</u>提出すること。なお、電子メール又は NACCS による申請を行う場合にあっては、別添2によるものとすること。
 - (ア) 日本国内で処理された家きん肉を原料として使用している 場合

シンガポールに家きん肉製品を輸出しようとする者は、あらかじめシンガポールへ輸出する家きん肉製品の原料<u>として使用する</u>家きん肉<u>(本要綱において「原料食肉」という。)を製造</u>する者に対し、当該原料食肉<u>に係る</u>証明書(別紙様式<u>3。本要綱において「原料食肉証明書」という。</u>)の原本の提出を依頼すること。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添2によること。

依頼を受けた者は、別紙様式<u>4</u>により、当該食肉を<u>製造</u>する認定施設を管轄する食肉衛生検査所等に対して、原料食肉証明書の発行を依頼すること。

食肉衛生検査所等は、検査に合格した食肉に対して、当該食肉の 出荷時に原料食肉証明書を発行すること。当該証明書は、原本及び 副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所等 に保管すること。

(新設)

(新設)

② 衛生証明書の発行申請

シンガポールに家きん肉製品を輸出しようとする者は、原料食肉証明書及び輸出しようとする製品に使用された原料食肉と原料食肉証明書に対応する食肉が相違ないことを示す資料を添付し、別紙様式1-2による衛生証明書発行申請書を、認定施設を管轄する保健所あて提出すること。なお、電子メール又はNACCSによる申請を行う場合にあっては、別添2によること。

原料食肉証明書(別紙様式4)

(イ) 輸入した家きん肉を原料として使用している場合 外国の政府機関が発行した衛生証明書の判読可能な複写

(削る)

- 1 保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別紙様式3-2による衛生証明書を申請者に発行すること。ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない営業者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。輸入した家きん肉を使用している場合は、申請者から提出された外国の政府機関が発行した衛生証明書の判読可能な複写に基づき、衛生証明書に記載する証明事項の真偽について審査して差し支えない。保健所は、輸入原料家きん肉の仮証明(申請者から提出された外国の政府機関が発行した衛生証明書の判読可能な複写に、証明書発行保健所が確認印を押印したものをいう。本要綱において同じ。)を、衛生証明書と併せて申請者に交付すること。
- ウ 証明書発行保健所は、衛生証明書の原本及び副本を申請者に発行 するとともに、原本の複写を保管すること。なお、輸入原料家きん 肉の仮証明についても、複写を保管すること。
- 工 申請者は、交付された衛生証明書に対応する家きん肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書及び輸入した家きん肉を使用している場合は、輸入原料家きん肉の仮証明を返納すること。
- (3) シンガポール向け輸出家きん卵製品
 - ① 衛生証明書の発行申請

シンガポールに家きん卵製品を輸出しようとする者は、当該家きん 卵製品の製造を行った認定施設を管轄する保健所に、別紙様式2に よる衛生証明書発行申請書を提出する。なお、電子メール又はNACCS により申請を行う場合にあっては、別添2によること。 (新設)

③ 衛生証明書の発行等

保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別紙様式2-2による衛生証明書を発行する。ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない営業者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。衛生証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを保健所に保管すること。

(新設)

申請者は、交付された衛生証明書に対応する家きん肉製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

(3) シンガポール向け輸出家きん卵製品

① 衛生証明書の発行申請

シンガポールに家きん卵製品を輸出しようとする者は、当該家きん 卵製品の製造を行った認定施設を管轄する保健所に、別紙様式<u>1-</u> 2による衛生証明書発行申請書を提出する。なお、電子メール又は NACCSにより申請を行う場合にあっては、別添2によること。

② 衛生証明書の発行等

保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別紙様式3-3による衛生証明書を発行すること。ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない申請者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。衛生証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の複写を保健所に保管すること。

申請者は、交付された衛生証明書に対応する家きん卵製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

6 輸出検疫証明書の交付手続

(1) 動物検疫所への輸出検査の申請

シンガポールに家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、家きん肉及び家きん肉製品にあっては別紙様式5-1、家きん卵製品にあっては別紙様式5-2の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第52条に規定する輸出検査申請書に衛生証明書の複写及び輸入原料家きん肉を使用した製品を輸出する場合は、輸入原料家きん肉の仮証明及び輸入検疫証明書の複写を添えて輸出検査を申請すること。

(2) 輸出検疫証明書の交付

① 動物検疫所は、シンガポール向けに輸出が可能なものであることが確認できた家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品に対して、家きん肉及び家きん肉製品にあっては別紙様式5-1、家きん卵製品にあっては別紙様式5-2により輸出検疫証明書を交付すること。輸入した家きん肉を使用している製品を輸出する場合は、輸入原料食肉衛生証明書(提出された輸入原料家きん肉の仮証明に、動物検疫所が、輸入時の原本と相違ないことを確認の上、確認印を押印したものをいう。本要綱において同じ。)を、輸出検疫証明書とともに交付すること。

② 衛生証明書の発行等

保健所は、輸出の都度食品衛生監視員が、荷口と申請内容を確認した上で、別紙様式2-3による衛生証明書を発行すること。ただし、直近3回の輸出の際の荷口確認において問題が認められない申請者については、食品衛生監視員による荷口の確認を月1回まで減ずることができる。衛生証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを保健所に保管すること。

申請者は、交付された衛生証明書に対応する家きん卵製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納すること。

5 輸出検疫証明書の発行

(1) 動物検疫所への輸出検査の申請

シンガポールに家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、家きん肉及び家きん肉製品にあっては別紙様式5-1、家きん卵製品にあっては別紙様式5-2の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第52条に定める輸出検査申請書に衛生証明書の複写を添えて輸出検査を申請すること。

(2) 輸出検疫証明書の交付

① 動物検疫所は、<u>家畜伝染病予防法第 45 条に基づく輸出検査の結果、</u>シンガポール向けに輸出が可能なものであることが確認できた家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品に対して、<u>同条第 3 項に基づき輸出検疫証明書(</u>家きん肉及び家きん肉製品にあっては別紙様式 5 - 1、家きん卵製品にあっては別紙様式 5 - 2) を交付すること。

- ② <u>動物検疫所は、</u>輸出検疫証明書<u>の</u>原本及び副本を申請者に交付すると ともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。<u>なお、輸入原料食肉</u> 衛生証明書については、複写を保管すること。
- ③ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応するシンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書及び輸入した家きん肉を使用している場合は、輸入原料食肉衛生証明書を動物検疫所に返納すること。

7 家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の輸出

申請者は、シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品 の輸出に当たり、衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を添付して輸出 すること。輸入原料家きん肉を使用した製品については、輸入原料食肉衛生証 明書も添付して輸出すること。

8 認定後の事務等

- (1) 都道府県等による認定施設等の定期的な確認等
 - ① 都道府県知事等は、認定施設について、定期的に監視、検査等を行い、3(2)及び4の衛生管理に係る要件が適正に実施されていないと判断した場合は、改善指導、衛生証明書発行の停止等の措置を講じることができるものとする。
 - ② (略)
 - ③ シンガポール向け輸出家きん卵製品の認定施設が他の施設で製造された液卵を使用する場合、都道府県知事等は、当該液卵製造施設に対し、3(2)及び4(3)①の要件の遵守状況※を定期的に確認すること。

- ② 輸出検疫証明書<u>は、</u>原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管すること。
- ③ 申請者は、シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん 卵製品の輸出に当たり衛生証明書の原本及び輸出検疫証明書の原本を 当該シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品に 添付して輸出すること。

申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応するシンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該輸出検疫証明書を交付機関に返納すること。

(新設)

6 認定後の事務等

- (1) 都道府県等による認定施設等の定期的な確認等
 - ① 都道府県知事等は、認定施設について、定期的に監視、検査等を行い、2(2)及び3の衛生管理に係る要件が適正に実施されていないと判断した場合は、改善指導、衛生証明書発行の停止等の措置を講じることができるものとする。
 - ② (略)
 - ③ シンガポール向け輸出家きん卵製品の認定施設が他の施設で製造された液卵を使用する場合、都道府県知事等は、当該液卵製造施設に対し、2(2)及び3(3)①の要件の遵守状況を定期的に確認すること。

- ※ 認定施設を管轄する保健所が、原料として納品された液卵を収去 し、国内基準の適合状況を確認する又は当該液卵製造施設から誓約 書や定期的な自主検査結果の提出を求め、認定施設を管轄する保健 所がこれを確認する等を行うこと。
- (2) 厚生労働省による認定施設の定期的な確認等
 - ① (略)
 - ② 地方厚生局の担当官は、3 (2)、4、5及び8 (1) に掲げる事項 が適正に実施されていることの確認を行うこと。
 - ③ (略)
- (3) 輸出製品の変更の申請等
 - ① 輸出製品の追加及び変更
 - ア 営業者は、既に申請した製品と異なる製品をシンガポールへ輸出しようとする場合、別紙様式7-1及び別紙様式10によりあらかじめ、都道府県知事等に次に掲げる関係資料(日本語及び英語)を添付して申請書を提出すること。申請書を受けた都道府県知事等は、内容を確認し、変更に差し支えない場合には、当該申請書類(日本語及び英語)を厚生労働省宛て提出し、併せて、当該申請書類の日本語の副本を地方厚生局宛て提出すること。
 - (ア) 輸出予定の製品の製造工程等(CCP、加熱条件、中心部の温度及び当該温度が維持される時間を含む。)
 - (イ) 原材料の畜種及びその仕入先
 - (ウ) 最終製品のカラー写真
 - (エ) 製品説明書(賞味期限、保存状態、最終製品の調理方法等 を含む)
 - 「厚生労働省は、提出された申請書類について審査を行い、当該申請が本要綱の要件を満たしていると認められた場合には、その旨を SFA 宛て通知すること。また、厚生労働省は、SFA のホームページに当該認定施設の輸出可能品目が変更されたことを確認次第、都道府県知事等を通じて、営業者にその旨通知すること。

(新設)

- (2) 厚生労働省による認定施設の定期的な確認等
 - ① (略)
 - ② 地方厚生局の担当官は、<u>2</u>(2)及び<u>3</u>の衛生管理に係る要件が適 正に実施されていることの確認を行うこと。
 - ③ (略)
- (3) 変更の届出等

認定施設の設置者又は営業者は申請事項について変更するとき又は認定を取下げるときは、その変更内容等を英文にて記載し、都道府県知事等を経由して厚生労働省及び地方厚生局に報告する。

② 輸出食肉製品の取下げ

- ア 営業者は、シンガポール向け輸出製品として申請した製品を製造しなくなった場合は、別紙様式7-2及び別紙様式10により 都道府県知事等を通じて厚生労働省及び地方厚生局宛て輸出製品の取下げの届出を行うこと。
- イ 厚生労働省は届出の受理後、その旨を SFA 宛て通知すること。

(4) その他の変更及び認定の取下げの届出

変更の届出

ア 施設の変更の届出

営業者は上記(3)以外の3(1)の申請事項について変更しようとするときは、あらかじめ都道府県等の了承を得るものとし、変更後、別紙様式8に関係書類(日本語及び英語)を添えて都道府県等を経由して当該変更の内容及び年月日を厚生労働省宛て届出し、併せて、当該変更届の日本語の副本を地方厚生局宛て提出すること。厚生労働省は、必要に応じて、変更内容をSFA宛て通知すること。

イ 監視体制等の変更の届出(家きん肉に限る。)

シンガポール向け輸出家きん肉取扱施設を所管する都道府県 等は3(2)の監視体制等を変更しようとするときは、別紙様式 9に関係書類(日本語)を添えてあらかじめ当該変更の内容及び 変更予定日を厚生労働省宛て届出し、併せて、当該変更届副本を 地方厚生局宛て提出すること

② 認定の取下げ届

- ア 都道府県知事等は別紙様式8により営業者から認定の取下げの 届出があった場合は、厚生労働省宛て提出し、併せて、当該取下げ 届の副本を地方厚生局宛て提出すること。
- <u>イ</u> 厚生労働省は、アにより提出された書類を受理後、速やかに当該 施設の認定の取下げを SFA 宛て通知すること。

別添1・2 (略)

別紙様式1 検査申請書様式(家きん肉、家きん肉製品)

(略)

食鳥検査申請書

シンガポール向け輸出

家きん肉

家きん肉製品の原料となる家きん

につき、 検査を受けたい

ので下記のとおり申請いたします。

また、下記の食鳥は日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であることを誓約します。

(略)

別紙様式2 衛生証明書発行申請書様式(家きん肉製品、家きん卵製品) (略)

 $(1) \sim (12)$ (略)

(添付書類)

- (1) 原料家きん肉がシンガポールの衛生要件を満たしていることを証明する書類
 - ア 日本国内で処理された原料家きん肉を使用する場合は、原料食肉証明書(別紙様式4)
 - イ 輸入した食肉を使用する場合は、輸出国政府機関が発行した当該食 肉に対する衛生証明書の原本の判読可能な複写[※]
- (2) その他関係書類

※当該食肉の輸入時に複写し保管しておくこと(要綱5(2)①イを参照)

別紙様式3-1 (略)

別紙様式3-2 衛生証明書様式 (家きん肉製品)

(略)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF
PROCESSED POULTRY PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

(略)

別添1・2 (略)

別紙様式1-1 検査申請書様式(家きん肉)

(略)

食肉検査申請書

シンガポール向け輸出家きん肉につき、検査を受けたいので下記のとおり申請いたします。

また、下記の食鳥は日本において生まれ、日本で飼育された家きん由来であることを誓約します。

(略)

別紙様式1<u>-2</u> 衛生証明書発行申請書様式(家きん肉製品、家きん卵製品) (略)

(1)~(12)(略)

(添付書類)

(1) 原料の食肉を処理した食鳥処理場及び食肉処理場を所管する食肉衛生 検査所が発行した原料食肉証明書(家きん肉製品に限る。)

(新設)

(新設)

(2) その他関係書類

(新設)

別紙様式2-1 (略)

別紙様式2-2 衛生証明書様式(家きん肉製品)

(略)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF PROCESSED POULTRY PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

(略)

I hereby certify that:

- 1) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals that were born, raised and slaughtered in Japan.

 OR
- 1) The poultry products have been prepared from poultry which originated from establishments in the third countries/regions authorized by the Singapore Food Agency (SFA) and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA from exporting to Singapore.
- 2) (略)
- 3) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals which were slaughtered, processed, packed and stored hygienically at above-mentioned establishment(s) approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.

OR

- 3) The meat which is the raw material of the poultry products is imported from the slaughtering and/or cutting establishment(s) in the third countries/regions authorized by SFA, Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.
- 4) The poultry products have been prepared in an establishment approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore. The establishment is audited regularly by the Ministry of Health, Labour and Welfare in Japan (MHLW) for compliance with sanitary standards based on Food Sanitation Act in Japan and conditions for export to Singapore.

OR

[only for CANNED/RETORT products]

4) The poultry products have been prepared in an establishment certified by MHLW and accredited for the import of poultry products by SFA. The establishment is audited regularly by MHLW for compliance with sanitary standards based on Food Sanitation Act in Japan and conditions for export to Singapore.

I hereby certify that:

1) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals that were born, raised and slaughtered in Japan.

(新設)

(新設)

2) (略)

3) The meat which is the raw material of the poultry products is derived from animals which were slaughtered, processed, packed and stored hygienically at above-mentioned establishment(s) approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore, and is found to be sound, wholesome and fit for human consumption.

(新設)

(新設)

4) The poultry products have been prepared in an establishment approved by the Director-General, Food Administration for export to Singapore. The establishment is audited regularly by MHLW for compliance with sanitary standards based on Food Sanitation Act in Japan and conditions for export to Singapore.

(新設)

 $5) \sim 7)$ (略)

(略)

別紙様式3-3 衛生証明書様式(家きん卵製品)

(略)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF EGG PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

(略)

I hereby certify that:

- $1) \sim 4)$ (略)
- 5) Retort processed egg products (e.g. canned egg products) have been heat treated (sterilizing process with sterilizing value of not less than Fo3) to commercial sterility in hermetically sealed containers and are shelf stable at ambient temperatures.
- by the Director-General, Food Administration for export to Singapore. The establishment is audited regularly by the Ministry of Health, Labour and Welfare in Japan (MHLW) for compliance with sanitary standards based on Food Sanitation Act in Japan and conditions for export to Singapore.

OR

[only for CANNED/RETORT products]

6) The egg products have been prepared in an establishment certified by MHLW and accredited for the import of egg products by SFA. The establishment is audited regularly by MHLW for compliance with sanitary standards based on Food Sanitation Act in Japan and conditions for export to Singapore.

(略)

別紙様式<u>4</u> 食肉衛生検査所等による証明書様式(家きん肉<u>製品</u>) (略) $5) \sim 7)$ (略)

(略)

別紙様式2-3 衛生証明書様式(家きん卵製品)

(略)

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF EGG PRODUCTS FROM JAPAN TO SINGAPORE

(略)

I hereby certify that:

 $1) \sim 4)$ (略)

(新設)

(新設)

(略)

別紙様式<u>3</u> 食肉衛生検査所等による証明書様式(家きん肉) (略)

(削る)	別紙様式4
開紙様式5-1 輸出検疫証明書様式(家きん肉及び家きん肉製品) (略) Attached export quarantine certificate for frozen poultry meat and poultry products to be exported to Singapore from Japan (略) I. the undersigned official veterinarian, certify that; I. (略) 2. □ Japan has been free from HPAI and LPAI of the H5 and H7 subtypes for the past three months prior to export. OR; □ The frozen poultry meat and poultry products are not derived from birds originating from XXXX prefecture. OR; □ The poultry products have been subjected to heat treatment that is sufficient for inactivation of Avian Influenza virus in accordance with OIE guidelines. 3. (略) 4. □ The frozen poultry meat and poultry products were derived from animals which were born and raised in Japan since birth. OR; □ The poultry products have been prepared from poultry which originated from establishments in the third countries/regions authorized by the Singapore Food Agency (SFA), and are not suspended or subjected to zonal restriction imposed by the SFA	別紙様式5-1 輸出検疫証明書様式(家きん肉) (略) Attached export quarantine certificate for frozen poultry meat and poultry products to be exported to Singapore from Japan (略) I. the undersigned official veterinarian, certify that; 1. (略) 2. □ Japan has been free from HPAI and LPAI of the H5 and H7 subtypes for the past three months prior to export. OR; □ The frozen poultry meat and poultry products are not derived from birds originating from XXXX prefecture. OR; □ The frozen poultry meat and poultry products have been subjected to heat treatment that is sufficient for inactivation of Avian Influenza virus in accordance with OIE guidelines. 3. (略) 4. The frozen poultry meat and poultry products were derived from animals which were born and raised in Japan since birth. (新設) (新設)
from exporting to Singapore. 5. (略) (略)	5. (略) (略)
別紙様式5-2・6 (略)	別紙様式 5 - 2 · 6 (略)
別紙様式7-1 輸出製品の変更申請書	(新設)

<u>年 月 日</u>	
厚生労働大臣 殿	
申請者 住所	
<u>氏名</u> <u>印</u>	
<u>法人にあってはその名称、所在地及び</u>	
代表者氏名	
<u>家きん肉</u> <u>変更</u>	
シンガポール向け輸出 家きん雨製品 取扱施設の輸出製品の ・ 申請書	
家きん卵製品 し 追加 し	
「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要	
綱」に基づき、下記の認定施設の輸出製品の変更、追加又は取下げについて、	
関係書類を添えて申請します。	
<u>記</u>	
1 認定施設の名称及び所在地	
2 対象となる輸出製品名 同じ製造ライン	
3 変更・追加する製品は、現在、認定されている製品と 異なる製造ライン	
です。	
<u>4 変</u> 更・追加事項	
<u>5 変更・追加理由</u>	
6 添付資料(和文及び英文)	
	(新設)
別紙様式7-2 輸出製品の取下げ届出	
<u>年 月 日</u>	
厚生労働大臣 殿	
申請者 住所	
<u>氏</u> 名 <u>印</u>	
<u>法</u> 人にあってはその名称、所在地及び	
代表者氏名	

<u>シンガポール向け輸出</u> 係る届出

<u>家きん肉</u> <u>家きん肉製品</u> <u>家きん</u>卵製品

取扱施設の輸出製品の取下げに

「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」に基づき、下記の認定施設の輸出製品の取下げについて、届け出ます。

記

- 1 認定施設の名称及び所在地
- 2 対象となる輸出製品名
- 3 取下げ理由
- 4 取下げ年月日

別紙様式8 変更又は認定取下げ届(施設)

<u>年 月 日</u>

認定の取下げ

厚生労働大臣 殿

かかる届出

 申請者 住所
 氏名
 印

 法人にあってはその名称、所在地及び代表者氏名
 代表者氏名

 家きん肉
 変
 更

 シンガポール向け輸出
 家きん肉製品
 取扱施設の
 ・
 に

「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」 に基づき、下記の認定施設の申請事項の変更又は認定の取下げについて届け出ます。

∼ 家きん卵製品

記

1 認定施設の名称及び所在地

2 認定事項変更の場合、変更事項 3 変更・認定取下げ理由 4 変更・認定取下げ年月日 5 添付資料(和文及び英文) 別紙様式9 監視体制の変更届(食肉衛生検査所及び保健所) (新設) 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事等名 シンガポール向け輸出家きん肉取扱施設の監視体制の変更に係る届出 「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」 に基づき、下記の認定施設の監視体制の変更について、関係書類を添えて届け出 ます。 1 認定施設の名称及び所在地、食肉衛生検査所又は保健所の名称及び所在地 2 変更事項 3 変更理由 4 変更年月日 5 添付資料(和文)

<u>別紙様式10</u> <u>Notification of change from Establishment (Poultry, Poultry</u> Product and Egg Product)

Before

PARTICULARS OF ESTABLISHMENT

(1) Name of Establishment

(2) Establishment Number		
(3) Address of Establishment		
Unit No.		
Street Name		
Post Code		
District/City		
State/Province		
(4) Products Intended for Export t	o Singapore	
<u>Product name</u>	<u>Species</u>	State (Chilled/Frozen)
After PARTICULARS OF ESTABLISHM	<u>IENT</u>	
(1) Name of Establishment		
(2) Establishment Number		
(3) Address of Establishment		
Unit No.		
Street Name		
Post Code		
District/City		
State/Province		
(4) Products Intended for Export t	o Singapore	
<u>Product name</u>	<u>Species</u>	State (Chilled/Frozen)
Í		İ

♥丼钰で亦面	箇所が分かる	トる	に記載する	トレ
メ央部じ変史	固川か分かる	より	に記載する	ے کے ت